

令和6年の「地方分権改革に関する提案募集」における、児童手当制度に関する地方からの提案を受けて、現況確認等における事務処理の簡素化を図るものです。

事務連絡
令和7年3月26日

各 都道府県民生主管部（局） 児童手当担当課（部） 御中

こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室

令和6年の「地方分権改革に関する提案募集」における
地方からの提案への対応（児童手当関係）について

児童手当に係る事務につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和6年の「地方分権改革に関する提案募集」において、児童手当の現況確認における所得の確認に係る市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務負担の軽減を求める等の地方からの提案を踏まえ、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）が取りまとめられました。

これを受け、当該所得確認等の取扱いについて下記のとおりお示しすることとしましたので、各都道府県においては、運用について遺憾のなきようお願いするとともに、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 児童手当の現況確認における事務処理について

児童手当の現況確認における所得の確認について、市町村における事務負担の軽減を図るため、令和7年度の現況確認より以下の取扱いとする。

- 当該年の1～5月までに児童手当の認定請求をした受給資格者については、同請求に基づく審査の際に、前々年の所得を踏まえた所得確認を行うことに鑑み、その後の同年の現況確認時においては、改めて前年の所得の確認を行うことは不要とする。
- 現況確認時の所得確認の結果、受給者の所得より配偶者の所得が高くなっていることが確認された場合、当該受給者の世帯に対して、所得確認の結果を踏まえた受給者変更の希望の有無を確認する書面を送付し、受給者変更を希望する場合に限りその旨の返信を求めることとし、特段の受給者変更を要しないなどの場合は返信がないことをもって当該確認を行ったものとして差し支えない。なお、改めて当該書面の提出に関する督促等を行うことを要しない。

2. 児童手当の認定等に係る文書による通知の省略について

市町村長（公務員の場合は所属庁の長）は、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「施行規則」という）の規定により、児童手当の認定等に関する処分を行った場合、受給者等に対して文書によりその内容を通知しなければならないこととしている。

この文書による通知について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項において、処分通知等を受ける者が電子計算処理組織を使用する方法により通知等受けることを望む場合には、電子による処分を行うことができる旨を包括的に規定しており、施行規則に基づく通知においても、受給者の同意があれば、電子情報処理組織を使用して通知を行うことが可能である。

なお、電子情報処理組織を使用して通知する場合、文書による通知と同様の内容（処分日、処分内容、処分理由等）の記載が必要であること、また、処分がなされた場合において、受給者が当該事実を認識できる必要があることに留意願いたい。

以上